平成24年度第8回理事会議事概要

日 時: 平成24年12月18日(火) 16:30~17:40

場 所: 森林農地整備センター会議室

出席者: 理事長 鈴木 和夫

理事(企画・総務担当) 城土 裕

理事(研究担当) 大河内 勇

理事(育種事業・森林バイオ担当) 井上 達也

理事(森林業務担当) 青木 庸三

理事(業務承継円滑化・適正化担当) 森下 眞行

監事 滑志田 隆

監事 西田 篤實

総括審議役 森田 一行

総括審議役 安藤 伸博

審議役 渡邊 聡

企画部長 落合 博貴

総務部長藤江達之

1. 開会

2.議事

本日は、議題が3件、報告が6件となっており、次第に従って報告いただく こととしたい。

(1)独法改革関係法案の今後の見通しについて

(森田総括審議役)<資料 - 1を説明>

独法改革関係法案については前国会で廃案となっており、今後どのようなスケジュールになるか見通せない状況にあるが、時期も迫っており、今後の進め方について承認をいただき、事務的な作業を進めさせていただきたい。

現在の情報では、全体的なスケジュールとして、次期国会で法案が成立した後、平成25年8月の予算概算要求に間に合うように新たな中期目標が示され、中期計画を作成することとされている。また、平成26年度から新法人制度に移行する場合、第3次中期計画は平成25年度で終了することとなるので、平成25年度計画については中期計画については一定の区切りとなるような計画にする必要があるものと考えている。通常よりも短期間での作業となることから、次期中期計画、平成25年度計画については事務方で検討を開始することをご承認いただきたい。

財政規律についても、毎年度の予算の執行実績を事業報告書に添付し公表することとされ、毎年度の実績評価が交付金の予算要求に反映されることとされており、具体的な手法についての情報はないが対応可能なように準備を進めたい。

事務・事業及び組織の見直しについては、間接部門の一層の効率化、事業部門の再編等事務・事業の徹底的な合理化が求められており、間接部門の効率化については、総務部長が課題を整理した上で森林農地整備センター等と検討を行うこととしたい。

(城土理事)

前回、前々回の中期計画作成の際には、いつ頃から検討を開始したのか。

(大河内理事)

第2次から第3次の際には、森林農地整備センターの扱いの件等もあり、検討開始が遅れたが、第1次から第2次の時は1年近く前から検討を開始している。

(青木理事)

現状で、平成25年4月末までに法律が成立するとは考えにくいが、そうなった場合はどのようになるのか。

(森田総括審議役)

法律が成立しない場合は、引続き現行の組織、中期計画で進めていくものと 理解している。

(城土理事)

情報そのものは11月末に得たものであり、情勢が変わった中でスケジュールも変わるとは思われるが、いずれにせよ頭のトレーニングは開始しておく必要があるのではないか。

(大河内理事)

この中で年度計画については、平成25年3月末までには確定しなければならないので、その後のスケジュールに関わりなく両方に対応できるような形で進めていく必要がある。

(理事長)

法律が成立しなければ平成26年度4月以降も現体制と言うことも考えられるので、検討する際には両方の場合に対応できるような形で進めることが必要。

(森田総括審議役)

そのように対応したい。

(理事長)

本件議題については理事会として了承された。

(2)役員給与規程第4条に係る平成24年度の取扱いについて

(総務部長)<資料 - 2を説明>

役員給与規定第4条第4項において、理事長は役員の業績を考慮して必要があると認めるときは俸給の月額を増減するものとすると規定されている。

- 1.独法評価委員会林野分科会による平成23年度の総合評価、期間評価が Aであること、
 - 2. 平成23年度においても総合評価がAであり、増減していないこと、

等の状況を踏まえて、今年度においても昨年度と同様に増減しないこととしたいと考えており、理事会での議論を踏まえて理事長に決定していただきたい。

(城土理事)

平成23年度の評価では3評価単位でs評価を受けたが、平成22年度においてはどうであったか。

(大河内理事)

平成22年度の評価においては、2評価単位がs評価で、ほぼ同様の評価と考えている。

(城土理事)

外部評価の結果、放射能の影響評価、森林の除染対応等への対応等の総研全体としての取組みの実績を発信できているということから、提案のとおり、前年度と同じ扱いで良いのではないか。

(理事長)

本件議題については理事会として了承された。

(3)役員退職手当規程の一部改正について(総務部長)

(総務部長)<資料 - 3を説明>

国家公務員については、国家公務員退職手当法を一部改正する法律が成立、施行され、平成25年1月1日から支給水準の段階的な引き下げが実施されることとなっている。これに伴う、独法職員の退職手当の引き下げについて前回の理事会で承認いただき、労働組合との協議等準備を進めているところであるが、今回、役員の退職手当の引き下げについて提案させていただく。

引き下げについては、国家公務員に準じて行うこととし、施行期日は国家公 務員と同様、平成25年1月1日とさせていただきたい。

(理事長)

本件議題については理事会として了承された。

(4)会計検査院・平成23年度決算検査報告について(城土理事)

(城土理事) < 資料 - 1を説明 >

12月14日に会計検査院の講堂で全独法の監事並びに総務担当理事、130名程度を対象にして、平成23年度の会計検査報告の説明が行われた。報告の中で、当研究所の業務に関係がある指摘事項及び直接関係しないが類似の法人に対する指摘事項について報告する。なお、指摘事項には様々な段階があるが、当研究所に対して、国会で報告されるような指摘事項があったわけではない。

項目としては2点あり、まず、独立行政法人における不要財産の認定等の状況については、昨年の12月7日に参議院の決算委員会から会計検査院に対して全独法の不要財産について検査、報告が求められ、これを踏まえて、全102法人について財務諸表、会計検査院による検査調書の分析を行い、さらに事業規模が大きい47法人で実地検査が行われた。森林総合研究所もこの47法人に含まれている。

不要資産については、土地・建物と金融資産の二種類があるが、当研究所で金融資産は保有していないので、土地・建物について報告すると指摘の視点が4つあり、1番目は有効に利用されていない事業用土地・建物、2番目は廃止した宿舎の跡地等が有効に活用されていない、3番目は入居者がいない空き宿舎、4番目は利用状況が確認できない福利厚生施設となっている。当研究所については、有効に活用されていない事業用土地及び宿舎跡地の有効活用について指摘を受けている。今後、条件整備を進める中で資産の有効利用を進める必要がある。

不要財産の認定状況については、国または会計検査院から不要財産であると 指摘を受けたものがほとんどで法人が自ら認定したものがわずかであり、法人 自らが自主的かつ積極的に見直しをすべきとの指摘であった。

平成23年度末までの国庫納付額は全体では8,685億円で、当研究所関係 分は836百万円で全体の約0.1%となっている。

2番目の報告事項である研究開発法人の業務状況については、平成20年に制定された通称「研究開発力強化法」に基づいて研究開発業務を行う法人のうち、特に重要な37法人が研究開発法人として指定し、当研究所も含まれているが、そのような法人の研究開発の成果を適切に評価することを通じて開発能力の強化あるいは研究開発の効率的な推進に資することを目的に実施されている。

具体的には、3つの視点で業務の状況を検査している。

1番目は、収支の状況であり、収入については大部分の68%が運営費交付金となっている。また支出については研究費が全体の67%を占めているが人件費については直接研究者に係る支出と管理部門に係る支出を明確に区分している法人は5法人のみであり、今後は可能な限り開示し、透明性を確保する必

要がある。当研究所においてもそのような形で努力する必要がある。

2番目の研究開発の評価については、内閣総理大臣決定「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づいた的確な評価を行うこととされているが、評価に関する規定が整備されていない、評価結果を公表していない法人があり、また、評価結果を資源配分に反映させていない法人、時系列的な評価が行われていない法人があるとの指摘があった。当研究所はこれらには該当していないが、引続き適切な評価を行うとともに、その結果の公表を適時適切に行う必要がある。

3番目の研究開発成果の活用については、研究開発独法は研究成果を生み出すだけではなく、それを社会に還元していくことが求められており、そのためには民間の企業等との連携が必要ではあるが、知的財産の保護に努力する必要がある。今回の報告では、職務発明規程はすべての法人で整備されていたものの、知的財産ポリシー、産学官連携ポリシー、利益相反ポリシー、発明補償規定等については整備されていない法人もあることが指摘された。当研究所においても、現状では必要性がないということで、利益相反ポリシーについて整備されておらず、今後、産学官連携の推進状況等を踏まえて、必要が応じて制定することとしたい。また、特許権については保有する意義等を定期的に見直し、意義のないものは放棄するなどの措置が必要との指摘であった。

(滑志田監事)

報告説明会では併せて、山浦会計検査院長代行から平成25年次の会計検査の基本方針の説明があった。公債残高が平成24年度末で709兆円に達し、一般会計の公債依存度が49%という危機的な状況であり、平成25年度の会計検査に当たっては、正確性、合規性に加えて、特に経済性に重点を置いた検査を行うとのことであった。経済性については、より効率性を高められないか、あるいはより少ない費用での事業の遂行の可能性からの視点とのことであった。このほか、1年間を通じて随意契約の契約方式が適切であるかどうか、契約相手方の選定が妥当か、入札、契約事務が公正な競争を確保しているかどうかという点に留意しながら競争性、透明性について検査を行うとの説明があった。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(5) 平成25年4月期研究コーディネータ公募の結果について(企画部長)

(企画部長)<資料 - 2を説明>

今年度末に、木質バイオマス利用研究担当、木質資源利用研究担当、林業生産技術研究担当の3名の研究コーディネータが定年退職するため、その後任の公募を行い、11月22日に書類選考、11月28日及び12月6日に面接試験を実施し、3名について内定した。

内定者については、平成25年4月1日付発令を予定している。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(6) 平成25年1月期研究職員新規採用者の内定について(企画部長)

(企画部長) < 資料 - 3を説明 >

平成25年1月1日付採用の研究職員5名の公募を行ったところ、19名の応募があり、12月4日に書類選考、12月11日に面接試験を実施し、立地環境研究領域、森林昆虫研究領域、四国支所、林木育種センターの4名について内定した。

なお、構造利用研究領域については内定者がいなかったが、再公募を行うことを予定している。

(大河内理事)

構造利用領域については、応募はあったものの、先に大学等への採用の内定が決まったという経緯がある。また、再公募に当たっては、まったく同じ募集要件ではなく、より幅広い要件として、様々な優秀な人材を幅広く募集するようにしたいと考えている。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(7)独法の職員宿舎の見直し実施計画について(総務部長)

(総務部長)<資料 - 4を説明>

12月1日に国家公務員宿舎の縮減に関する具体的な内容が明らかにされたところであるが、12月14日に独法の宿舎の見直しに関する実施計画が明らかにされた。

この実施計画は4月3日付行政改革実行本部決定を踏まえたものであり、具体的には、

- 1.全体の1/3の宿舎を廃止することとし、今後5年を目途に宿舎の廃止等の措置を講ずる、
- 2.宿舎使用料については、宿舎に係る費用に見合う収入を得るために、1. 9倍程度に増加させる、
- 3. さらに、実施計画のフォローアップとして各法人は毎年度主務大臣に進捗状況を報告し、行政改革担当大臣が取りまとめ、公表を行う、となっている。

森林総合研究所においては、森林農地整備センターが所有または借り上げている宿舎のうち、所有宿舎3棟、借り上げ宿舎9棟が廃止対象となっている。

なお、研究開発部門においては宿舎を所有しておらず、国家公務員宿舎等を利用しているが、これについても廃止の計画があることから、今後、林野庁、 財務局等からの情報を得ながら対応することとなる。

(安藤総括審議役)

森林農地整備センター所有の取手宿舎については、宿舎全体の廃止ではなく、15戸のうち6戸分を廃止し、それを書庫として利用することとしている。農用地部門の事業が順次終了するが、保管を要する書類が多数あり、その保管庫として利用することとしているものである。

(城土理事)

国家公務員宿舎の廃止に伴う研究開発部門の職員への対応等についての調整 窓口は技術会議になるのか、あるいは林野庁になるのか。

(総務部長)

研究開発部門の職員については、林野庁と財務省所管の宿舎を利用しているが、総合的に林野庁福利厚生室が窓口となって調整することとされている。

なお、現在、研究開発部門の職員のうち342名が公務員宿舎を利用しているが、そのうち相当程度の職員が退去しなければならないことが想定されている。

(青木理事)

それは長年居住しているということからか。

(総務部長)

宿舎に入居が認められる類型の適用については、林野庁と財務局の間で調整をすることとなる。

(理事長)

森林農地整備センターの廃止予定宿舎には、同じ川崎市内のものが複数含まれているが、これはすべて別の場所のものと理解していいのか。

また、取手宿舎の一部を書庫にするということであったが、用途を変更すれば要求には応えられるという理解でいいのか。

(安藤総括審議役)

1戸ずつ借り上げているもので、すべて別の場所となっている。

取手宿舎については、戸数を減少させ書庫に変更することから、宿舎の一部 廃止という扱いになる。

(森田総括審議役)

研究開発部門の職員について、かなりの人数が退去しなければならなくなるとのことであったが、これは職務上宿舎への入居が認められる職員の類型、いわゆる5類型に当てはめた場合にそれに当てはまらない職員がかなりの数に上るという理解でいいのか。

(総務部長)

そのようになるものと考えている。当研究所では、緊急参集が必要な職員、 頻繁に転勤を求められる職員等の入居が認められることとなるが、頻繁に転勤 を求められる職員についての基準は明確ではなく、今後、調整することとなる ものと考えている。

(井上理事)

具体的にはどのようなイメージなのか。たとえば3年以内とか5年以内とかという数字は出ていないのか。

(総務部長)

農林水産省が直轄して所管する省庁別宿舎については入居後7年を超えた職員には退去させるという方針もあると聞いているが、全省庁統一的なものではないと考えている。

いずれにしても今回の措置は今後5年間で措置することとされている。

(大河内理事)

今後、職員の異動についても影響が出ることが予想される。

(井上理事)

退去して持ち家や借家に住むことになった職員に対しては住居手当を支払う ことになり、その予算が必要になるという理解でいいか。

(安藤総括審議役)

最大2万7千円の住居手当が必要になる。

(理事長)

7年の基準は、いつの時点で判断するのか。

(安藤総括審議役)

本年4月1日に7年を過ぎている職員は退去させ、その分の宿舎を廃止する こととされたもの。

宿舎を廃止して借り上げに移行するという方針の一方で、長期入居者は借り上げも認めないというものである。また、住居手当てについてはラスパイレス指数において給与として計上されることから、ラスパイレス指数への影響も出てくるものと考えている。

(大河内理事)

支所にない研究分野の職員は長期間の宿舎居住者も多いのではないかと思われるし、地方によって状況が異なるので民間宿舎確保が容易ではないところもでてくるのではないか。

(滑志田監事)

宿舎を利用している職員数が、研究開発部門で342人、森林農地整備センターで272人、計614人と宿舎利用率がかなり高いように思われるが、民間に比べて恵まれた状況にあると言えるのではないか。

(青木理事)

民間と異なり、内示後1週間以内に全国どこにでも赴任せざるを得ないなど 特殊な事情もある。

(総務部長)

そのことも勘案して、頻繁な転勤を繰り返す職員については宿舎が必要とされている。その際、頻繁な転勤の範囲をどのように適用するか、今後調整する

こととなる。

(理事長)

頻繁な転勤を繰り返さない職員に対する持ち家促進のためのサポートなども 検討する必要があるのではないか。

(森下理事)

民間では、市中よりも低利の融資等の制度を持っているところもある。

(井上理事)

決まればすぐに退去しなければならなくなるのか。

(総務部長)

これまでは退去の2年前に要請を行うこととされており、要請があってから2年以内に退去することとなる。なお、宿舎使用料の値上げについては、給与の減額措置が終了後とされているが、宿舎廃止に向けた手続きはすぐにでも開始することとされている。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(8)会計監査人の今後の予定について(総務部長)

(総務部長)<資料 - 5を説明>

今年度の会計監査人については、農林水産大臣の指定を受けて、去る10月 5日に新日本有限責任監査法人と監査契約を締結した。

これまでに、本所、森林農地整備センターの第1回目の期中監査、幹事との 打合せが実施されており、支所、育種場、建設事務所の往査、2回目の期中監 査が実行中となっている。

今後、平成25年1月から第3回の期中監査、2月中旬に地方整備局等の往 査、4月から6月にかけて期末監査が実施される予定となっており、その間に 理事者等とのディスカッション、幹事との打合せも行われる予定となっている。 最終的な監査報告は平成25年6月を予定している。

重点監査項目は「案」とされているが、これは監査の実施状況に応じて変更 することもあるということから、現時点では「案」となっているものである。

重点監査項目のうち「民法上の組合形態による受託研究契約」については、

農林水産技術会議からの委託研究をいわゆるコンソーシアムとして受託しており、そのコンソーシアムの形態が適正であるかどうかを監査することとしている。

(安藤総括審議役)

理事者等とのディスカッションについては、昨年まで本所と森林農地整備センターで1日ずつ実施していたが、今年は本所のみが対象ということになったのか。

(総務部長)

監査法人が替わったこともあり、方針について確認する。

(理事長)

必要があれば、本所でのディスカッションに森林農地整備センターからも参加するという選択肢もあるのではないか。

(総務部長)

そのような方法も含めて、監査法人に確認することとしたい。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(9) 平成24年度森林農地整備センター関係事業に係る予備費予算の概要について(経済危機対応・地域活性化予備費の活用)

(安藤総括審議役) < 資料 - 6を説明 >

経済危機対応・地域活性化予備費等の活用に関する10月26日の閣議決定に基づいて3,694億円が措置され、このうち農林水産省関係は総額1千億円となっている。その中で、防災・減災対策である山地災害緊急対策事業として、治山事業140億円、森林整備事業が60億円、計2百億円が充てられている。森林整備事業60億円のうち、30億円が森林農地整備センターの事業として措置された。この30億円については、治山事業等を実施している周辺の過密及び機能が低下している森林において表土流出や崩壊の発生を未然に防止するため間伐等の森林整備を一体的に実施することとしている。

また、11月30日に経済危機対応・地域活性化予備費等の活用の第二弾が 閣議決定され、国費8,803億円が措置され、農林水産省所管ベースで555 億円、他省庁所管を含めて農林水産分野で571億円となっている。

このうち、山地災害緊急対策事業に30億円が充てられ、そのうち森林整備事業の10億円が全額森林農地整備センターに配分された。

このことから、平成24年度の当初予算244億円に予備費で40億円追加 となり、284億円となっている。予備費の40億円は借入金の償還、人件費 等は含まれず、すべてが事業費となっており、遂行に努力していきたい。

(城土理事)

予備費であり、年内執行という理解でいいか。

(安藤総括審議役)

適正な年内執行に全力を挙げて取り組みたい。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(9)その他

(理事長)

12月の林野庁庁議で長官から年末年始に向けての綱紀粛正について特に指示があったので、それぞれの立場での徹底をお願いしたい。

次回の平成24年度第9回理事会は1月31日(木)に開催予定となった。

3. 閉会